

<愛称> ザ・クレジット・マイスター

JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド (年4回決算・為替ヘッジなし)

運用報告書(全体版)

第1期(決算日:2026年6月18日)

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「JPモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド(年4回決算・為替ヘッジなし)」は、去る6月18日に第1期の決算を行いました。

当ファンドは、上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて、米ドル建ての投資適格未満の社債を主要投資対象とすることにより、中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。当作成期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

当該投資信託の概要と仕組み

商品分類	追加型投信／内外／債券
信託期間	2026年2月20日から2046年12月18日(休業日の場合は翌営業日)までです。
運用方針	上場投資信託証券(ETF)への投資を通じ、米ドル建ての投資適格未満の社債を実質的な主要投資対象とすることにより、中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。 外貨建資産については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。
主要投資 (運用)対象	上場投資信託証券(JPMorgan ETFs (Ireland) ICAV - USD High Yield Bond Active UCITS ETF)を主要投資対象とします。
組入制限および 運用方法	株式への投資割合には、制限を設けません。外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
分配方針	原則3月、6月、9月、12月の18日(休日の場合は翌営業日)の決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。最初の計算期間は、2026年2月20日から2026年6月18日までとします。ただし、2026年6月18日を終了日とする計算期間には分配を行いません。

(注) 当報告書における比率は、表示桁未満四捨五入です。

<お問い合わせ先>

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス am.jpmorgan.com/jp

TEL 03-6736-2350 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング

○設定以来の運用実績

決 算 期	基 準	価 額		ICE BofA US High Yield Constrained Index (円 ベース)	投 資 信 託 証 券 組 入 比 率	純 資 産 額
		税 分	達 配 金	騰 落 率		
(設定日)	円		円	%	%	百万円
2026年 2 月 20 日	10,000		—	—	—	2,836
1 期(2026年 6 月 18 日)	10,465		—	4.7	99.5	7,642

(注) 設定日の欄には、設定時の数値を記載しております。

(注) 投資信託証券とは投資信託受益証券及び投資証券の総称です(以下同じ)。

(注) ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ベース)は、当ファンドの投資対象市場の動きを示すものであり、当ファンドのベンチマークではありません(以下同じ)。

(注) ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ベース)は、設定時を10,000として指数化しています。

(注) ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ベース)は、同社が発表したICE BofA US High Yield Constrained Index(米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

＜当ファンドの参考指数について＞

Source ICE Data Indices, LLC (“ICE DATA”), is used with permission. ICE DATA, ITS AFFILIATES AND THEIR RESPECTIVE THIRD PARTY SUPPLIERS DISCLAIM ANY AND ALL WARRANTIES AND REPRESENTATIONS, EXPRESS AND/OR IMPLIED, INCLUDING ANY WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR USE, INCLUDING THE INDICES, INDEX DATA AND ANY DATA INCLUDED IN, RELATED TO, OR DERIVED THEREFROM. NEITHER ICE DATA, ITS AFFILIATES OR THEIR RESPECTIVE THIRD PARTY PROVIDERS SHALL NOT BE SUBJECT TO ANY DAMAGES OR LIABILITY WITH RESPECT TO THE ADEQUACY, ACCURACY, TIMELINESS OR COMPLETENESS OF THE INDICES OR THE INDEX DATA OR ANY COMPONENT THEREOF, AND THE INDICES AND INDEX DATA AND ALL COMPONENTS THEREOF ARE PROVIDED ON AN “AS IS” BASIS AND YOUR USE IS AT YOUR OWN RISK. ICE DATA, ITS AFFILIATES AND THEIR RESPECTIVE THIRD PARTY SUPPLIERS DO NOT SPONSOR, ENDORSE, OR RECOMMEND JPMORGAN ASSET MANAGEMENT (JAPAN) LTD., OR ANY OF ITS PRODUCTS OR SERVICES.

(参考和訳)

出所:ICE Data Indices, LLC(以下「ICE DATA」)は許諾を得て使用しています。ICEデータ社、その関連会社及びそれぞれの第三者提供者は、明示および/または黙示を問わず、商品性または特定の目的/用途における適合性に関する保証を含む一切の保証および表明を行うものではありません。これには、当該指数、指数データ、ならびにそれらに含まれる、関連する、または派生するいかなるデータも含まれます。ICEデータ社、その関連会社またはそれぞれの第三者提供者は、当該指数もしくは指数データ、またはそれらのいかなる構成要素についても、その十分性、正確性、適時性または完全性に関して、いかなる損害または責任も負いません。当該指数および指数データならびにそれらのすべての構成要素は「現状のまま」提供され、利用は利用者自身の責任において行われます。ICE DATA社、その関連会社およびそれぞれの第三者提供者は、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社あるいはJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の商品やサービスにつき、スポンサー提供、保証、もしくは推奨するものではありません。

上記和訳は参考としてJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が作成したものであり、英語版と日本語訳に矛盾・齟齬等がある場合は、英語版が優先されます(以下同じ)。

○当作成期中の基準価額と市況等の推移

決 算 期	年 月 日	基 準 価 額		ICE BofA US High Yield Constrained Index (円 ベース)	投 資 信 託 証 券 組 入 比 率
		騰 落 率	騰 落 率		
第 1 期	(設定日)	円	%	%	%
	2026年 2 月 20 日	10,000	—	10,000	—
	2 月末	10,035	0.4	10,058	99.5
	3 月末	10,120	1.2	10,124	99.4
	4 月末	10,381	3.8	10,376	99.5
	5 月末	10,369	3.7	10,362	99.5
	(期 末)				
	2026年 6 月 18 日	10,465	4.7	10,480	99.5

(注) 設定日の欄には、設定時の数値を記載しております。

(注) 騰落率は設定日比です。

(注) ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ベース)は、設定時を10,000として指数化しています。

投資環境

◎債券市況

◆米国ハイ・イールド社債市場では、作成期初にAI(人工知能)の台頭に伴うソフトウェアセクターへの懸念が高まったほか、中東情勢の緊迫化と原油価格の上昇に伴いインフレ懸念が高まったことなどから、利回りは上昇、スプレッドも拡大しました。しかし4月以降に米国とイランの交渉の機運が高まる中、市場は落ち着きを取り戻し、利回りは低下、スプレッドは縮小基調で推移しました。作成期末にかけてはFRB(米連邦準備制度理事会)新議長のもと、金融政策が見通しづらくなる懸念から米国債利回りは上昇圧力が高まりましたが、ハイ・イールド市場は底堅く推移しました。作成期を通じては、利回りは上昇したもののスプレッドは縮小し、インカム収益を背景に市場はプラスのリターンとなりました。

*米国ハイ・イールド社債市場の動向は、ブルームバーグ米国ハイ・イールド社債2%発行体キャップ・インデックスを使用しています。「Bloomberg®」およびブルームバーグ米国ハイ・イールド社債2%発行体キャップ・インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、J.P.モルガン・アセット・マネジメントによる特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはJ.P.モルガン・アセット・マネジメントとは提携しておらず、また、J.P.モルガン・アセット・マネジメントが設定する商品を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、J.P.モルガン・アセット・マネジメントが設定する商品に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

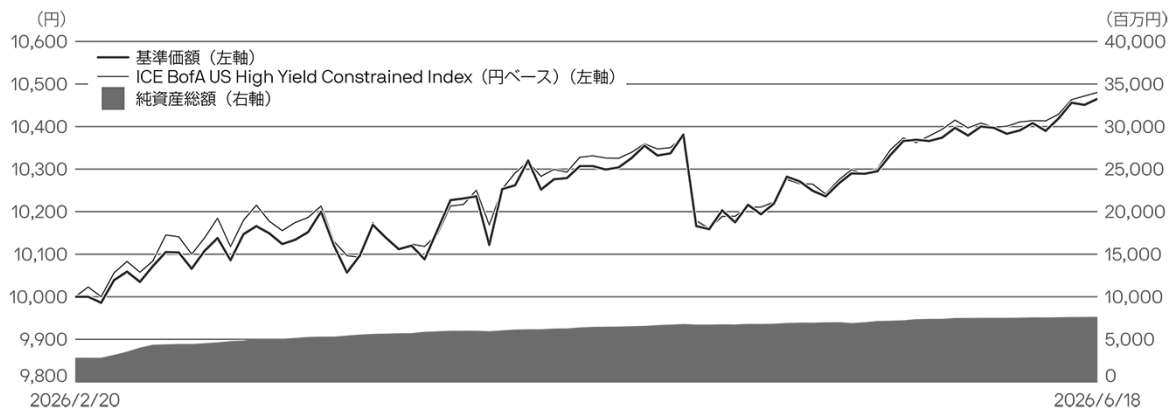
◎為替市況

為替市場では、作成期初に中東情勢が緊迫化しリスクオフ局面となるなか、原油価格上昇に相対的に耐性のある米ドルが買われたことから、円安ドル高基調となりました。日本の財政悪化懸念が高まったことや、日銀の今後の利上げ見通しが後ろ倒しになるとの市場織り込みが進んだことも、円安ドル高の要因となりました。4月末にはドル円が160円を試す展開となった中、当局の円買い介入により一時的に円高に振れたものの、作成期末にかけては米国金利が上昇し、再びドル高円安圧力が高まり期を通じては米ドルは対円で上昇しました。

運用経過の説明

◎基準価額の推移

基準価額の騰落率は+4.7%となりました。



(注) 基準価額は、信託報酬控除後です。(以下同じ)。

(注) ICE BofA US High Yield Constrained Index(円ベース)はグラフの始点の日の値が基準価額と同一となるように指数化しています。

◎基準価額の主な変動要因

投資先の上場投資信託証券(ETF)における、保有債券の価格上昇に加え、米ドルが対円で上昇したことなどがプラスに寄与しました。

◎ポートフォリオについて

投資先の上場投資信託証券において、業種別の組入比率は公益が上昇した一方、一般消費財は低下しました。

◎分配金

設定後の初回決算のため、分配を行いませんでした。留保益の運用については、元本部分と同一の運用を行います。

○分配原資の内訳

(単位：円、1万口当たり・税込)

項 目	第 1 期
	2026年2月20日～ 2026年6月18日
当期分配金 (対基準価額比率)	— —%
当期の収益	—
当期の収益以外	—
翌期繰越分配対象額	465

(注) 対基準価額比率は当期分配金(税込)の期末基準価額(分配金込み)に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なります。

(注) 円未満は切捨てです。当期の収益と当期の収益以外の合計が当期分配金と一致しない場合があります。

今後の見通しと運用方針

◎今後の見通し

米国ハイ・イールド市場への資金流入、堅調な企業業績のモメンタム、そして資本市場に発行体がアクセスしやすい環境が続いており、中東情勢に関する動向などニュースが市場を左右する環境下でも、テクニカル面や資金調達面で良好な状態が続いています。一方で、米国ハイ・イールド市場は株式などリスク資産の動向や地政学上の展開に対して引き続き高い感応度を示す可能性があり、特にエネルギー関連の価格変動がリスク性資産の価格再評価や銘柄間の値動きのばらつき拡大を迅速に引き起こす場面では注意が必要と考えています。ファンダメンタルズ(基礎的条件)は、堅調な企業業績や依然として力強い経済成長に支えられていますが、業界ごとに負債管理の意思決定やコスト構造、最終財市場に対する消費者需要が不均一となる中で、個社固有のリスクに対する市場の許容度は低下する傾向にあると見込まれます。新発債市場は引き続き重要な役割を果たしており、債務の満期管理やリファイナンスの実行を支援しています。また、改善した投資家の資金流入が新規発行を消化し、断続的なリスクオフ局面の緩衝材として機能すると考えられます。

このような環境下、銘柄ごとのばらつきがこれまで以上に大きくなることが見込まれるなか、クレジットの質を重視する規律ある銘柄選別を継続します。セクター別では、通信銘柄への配分を多めとする一方、金融銘柄への配分を抑制する方針です。

◎今後の運用方針

上場投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。今後も上場投資信託証券への投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券に投資を行う方針です。

○1万口当たりの費用明細 (2026年2月20日～2026年6月18日)

項 目	第 1 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
	円	%	
(a) 信 託 報 酬	18	0.176	(a)信託報酬＝〔当作成期中の平均基準価額〕×信託報酬率
(投 信 会 社)	(1)	(0.007)	投信会社 投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
(販 売 会 社)	(17)	(0.161)	販売会社 受益者の口座管理業務、換金代金等の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価
(受 託 会 社)	(1)	(0.007)	受託会社 信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価
(b) 売 買 委 託 手 数 料	0	0.005	(b)売買委託手数料＝ $\frac{\text{〔当作成期中の売買委託手数料〕}}{\text{〔当作成期中の平均受益権口数〕}}$
(投 資 信 託 証 券)	(0)	(0.005)	有価証券の取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われる手数料
(c) そ の 他 費 用	0	0.004	(c)その他費用＝ $\frac{\text{〔当作成期中のその他費用〕}}{\text{〔当作成期中の平均受益権口数〕}}$
(保 管 費 用)	(0)	(0.004)	保管費用 外貨建資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われる費用
(そ の 他)	(0)	(0.000)	その他 信託事務の処理等に要するその他諸費用
合 計	18	0.185	
当作成期中の平均基準価額は、10,226円です。			

(注) 当作成期中の費用(消費税のかかるものは消費税を含む)は、追加・解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

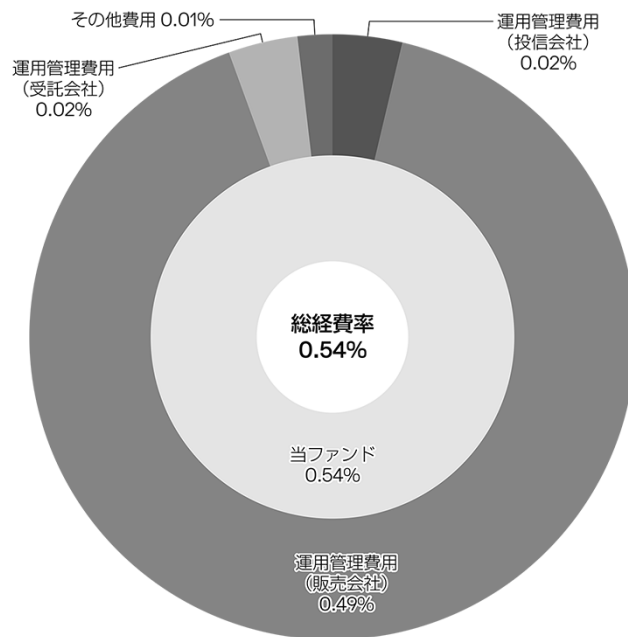
(注) 各項目の円未満は四捨五入です。

(注) 比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額を当作成期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。

(参考情報)

○総経費率

当作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を当作成期中の平均受益権口数に当作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)は0.54%です。



(注) 当ファンドの費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

(注) 各比率は、年率換算した値です。

(注) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

○売買及び取引の状況

(2026年2月20日～2026年6月18日)

投資信託証券

銘		第1期			
		買 付		売 付	
		口 数	金 額	口 数	金 額
外 国	アメリカ	口	千米ドル	口	千米ドル
	JPMorgan ETFs (Ireland) ICAV - USD High Yield Bond Active UCITS ETF	4,621,030	47,537	78,693	811

(注) 金額は受渡し代金です。なお、単位未満は切捨てです。表示単位未満の場合は小数で記載しております。

(注) 外国の内訳は、国、地域名または取引市場を記載しております。

○利害関係人との取引状況等

(2026年2月20日～2026年6月18日)

該当事項はございません。

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人です。

○第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は商品取引受託業務を兼業している委託会社の自己取引状況

(2026年2月20日～2026年6月18日)

該当事項はございません。

○自社による当ファンドの設定・解約状況

(2026年2月20日～2026年6月18日)

設定時 (元本)	当期設定 元本	当期解約 元本	期末残高 (元本)	取 引 理 由
百万円 150	百万円 —	百万円 150	百万円 —	当初設定時における取得およびその 処分

○組入資産の明細

(2026年6月18日現在)

外国投資信託証券

銘		柄	第1期末				
			口	数	評 価 額		比 率
					外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)			口	千米ドル	千円		%
JPMorgan ETFs (Ireland) ICAV - USD High Yield Bond Active UCITS ETF			4,542,337	47,294	7,605,478		99.5
合 計	口	数 ・ 金 額	4,542,337	47,294	7,605,478		
	銘	柄 数 < 比 率 >	1	—	<99.5%>		

(注) 邦貨換算金額は、当作成期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(注) 邦貨換算金額欄の< >内は、純資産総額に対する評価額の比率です。

(注) 口数・評価額の単位未満は切捨てです。

(注) 口数に一印がある場合は組入れなしを表します。

(注) ()内には、各証券の発行通貨の国、地域名または取引市場を記載しております。

○投資信託財産の構成

(2026年6月18日現在)

項	目	第1期末	
		評価額	比率
投資信託証券		千円	%
		7,605,478	99.4
コール・ローン等、その他		47,494	0.6
投資信託財産総額		7,652,972	100.0

(注) 評価額の単位未満は切捨てです。なお、「コール・ローン等、その他」については投資信託財産総額から他の資産を差し引いた額を記載しています。

(注) 当作成期末における外貨建純資産(7,640,764千円)の投資信託財産総額(7,652,972千円)に対する比率は99.8%です。

(注) 外貨建資産は、当作成期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、当作成期末における邦貨換算レートは1米ドル＝160.81円、1ユーロ＝185.12円です。

○資産、負債、元本及び基準価額の状況

項 目	第 1 期末
	2026年 6 月 18日 現在
	円
(A) 資産	7,652,972,817
コール・ローン等	47,493,681
投資信託証券(評価額)	7,605,478,852
未収利息	284
(B) 負債	10,600,100
未払信託報酬	10,600,100
(C) 純資産総額(A－B)	7,642,372,717
元本	7,302,484,975
次期繰越損益金	339,887,742
(D) 受益権総口数	7,302,484,975口
1 万口当たり基準価額(C／D)	10,465円

<注記事項>
期首元本額 2,836,211,630円
期中追加設定元本額 4,621,188,257円
期中一部解約元本額 154,914,912円
第1期計算期間末における未払信託報酬(消費税相当額を含む)の内訳は以下の通りです。
未払受託者報酬 432,660円
未払委託者報酬 10,167,440円

○損益の状況

項 目	第 1 期
	2026年 2 月 20日～ 2026年 6 月 18日
	円
(A) 配当等収益	319,932
受取利息	319,771
その他収益金	161
(B) 有価証券売買損益	279,088,101
売買益	285,944,302
売買損	△ 6,856,201
(C) 信託報酬等	△ 10,845,369
(D) 当期損益金(A＋B＋C)	268,562,664
(E) 追加信託差損益金	71,325,078
(配当等相当額)	(268,988)
(売買損益相当額)	(71,056,090)
(F) 計(D＋E)	339,887,742
次期繰越損益金(F)	339,887,742
追加信託差損益金	71,325,078
(配当等相当額)	(268,988)
(売買損益相当額)	(71,056,090)
分配準備積立金	268,562,664

(注) 損益の状況の中で(B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。
(注) 損益の状況の中で(C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。
(注) 損益の状況の中で(E)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。
(注) 第1期計算期間末における費用控除後の配当等収益(308,002円)、費用控除後の有価証券等損益額(268,254,662円)、および信託約款に規定する収益調整金(71,325,078円)より分配対象収益は339,887,742円(10,000口当たり465円)ですが、当計算期間に分配した金額はありません。
(注) 第1期計算期間における信託報酬(消費税相当額を含む)の内訳は以下の通りです。
受託者報酬 432,660円
委託者報酬 10,167,440円

○分配金のお知らせ

	第 1 期
1 万口当たり分配金 (税込み)	—

課税上の取扱いについて
●普通分配金に対して、個人の受益者については、配当所得として20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%)の税率で課税されます。なお、外国税額控除の適用となった場合、分配時の税金が前記と異なる場合があります。法人の受益者の場合、前記とは異なります。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。
※上記は2026年6月末現在適用されているものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。詳しくは税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

<約款変更のお知らせ>

・2026年4月1日付で、一般社団法人 投資信託協会と一般社団法人 日本投資顧問業協会は合併し、一般社団法人 投資信託協会は、一般社団法人 資産運用業協会に名称が変更されたため、信託約款に所要の変更を行っております。